

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
名称	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	
前文	<p>前文</p> <p>私たちが住む茨城県は、『常陸国風土記』でも「常世の国」と謳われたように、日本屈指の農業地帯で、県土の大半を平地が占めるという特色があり、そこに住む人は豊かな自然に生まれ、自分の夢や幸せを追い求めてきた。しかし、障害のある人はこれまで障害のない人と対等な一人の人として、その生命、身体、意思が十分に尊重されてきたとはいえず、自分の夢や幸せの追求を諦めてきた。中には、十分な教育の機会が保障されず、入所施設や病院での生活を余儀なくされたことにより、そのための意欲や知識、判断力を十分に身につけられないまま年齢を重ねてしまう人もいる。また、地域社会で生活を送るために誰もが必要となる福祉サービスの利用、医療、労働及び雇用、移動、教育、建物の利用、不動産、商品及びサービスの提供、情報提供、コミュニケーションなどについて、障害のある人は多くの制約を受けてきている。人類は、差別と偏見に対峙してきた長い歴史があり、これを根絶することは至難である。かつて茨城県でも、障害のある人の尊厳を傷つけた悲惨な事例があったことを私たちは忘れてはいけぬ。しかし、それを軽減し、解消することは、茨城県民それぞれの、絶え間ない努力の積み重ねによって可能であると信じている。この条例では、国連の障害者の権利条約に基づいて、障害のある人が障害のない人と対等な権利を有していることを確認するとともに、機械的、形式的な平等を保障するだけでなく、障害があることで受ける制約をなくするために必要な合理的な配慮をすべての県民に求めるものである。もって、私たちは障害のある人と障害のない人が、お互いの存在を肯定し、安心してたのしく暮らしていける地域にしていくことで、共に自分の夢や幸せを追求できることを目指し、ここに、この条例を制定する。</p>	<p>前文</p> <p>私たちが住む茨城県は、『常陸国風土記』でも「常世の国」と称えられているように、豊かな自然に恵まれる住みよい環境である。</p> <p>しかし、障害のある人は、地域社会で生活を送るために誰もが必要としている社会資源の利用について、多くの制約を受けている。障害のない人と対等な一人の人間として十分に尊重されず、自分の夢や幸せの追求を諦めることもある。中には、十分な教育の機会が保障されなかったり、入所施設や病院での生活を余儀なくされたことにより、自分の夢や幸せの追求のための意欲や知識、判断力を十分に身につけられないまま年齢を重ねてしまう人もあった。</p> <p>人類は、差別と偏見に対峙してきた長い歴史があるが、未だこれを根絶するには至っていない。しかし、それを軽減し、解消することは、一人一人が意識を持ち、絶え間ない努力を積み重ねることによって可能である。</p> <p>ここに私たちは、国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、障害のある人と障害のない人が対等な権利を有していることを再認識するとともに、障害があることで受ける制約をなくすための合理的な配慮の提供をすべての県民に求めていくことを通じて、どんな人もお互いの存在を肯定し安心して楽しく暮らすことができ、共に自分の夢や幸せを追求できる真に平等な茨城県をつくっていくことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>①(目的)について、「障害の有無に云々～住み慣れた地域で」の間に、障害者基本法、障害者差別解消法にも書かれているように「(障害の有無によって)分け隔てられることない」のような一言を入れることが重要です。</p> <p>②(目的)について、国連の障害者の権利条約に基づいた条例であることを明確にある為その旨の一文を入れることが重要です。</p> <p>③(目的)について、茨城県では過去に水戸事件という障害者の尊厳を傷つけた事件がありました。この事を踏まえて、そのようなことが二度と繰り返さない思いが入った一文を入れることが重要になります。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
目的	<p>(目的) 第1条 この条例は障害および障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する権利を擁護し、差別を禁止するための基本理念を定め、県の責務ならびに市町村、県民および事業者の役割を明らかにし、福祉の増進を図りつつ、障害の有無にかかわらず誰もが個人の尊厳と権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、差別を禁止するための基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害のある人の権利を擁護して福祉の増進を図ることにより、障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳と権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	
障害の定義	<p>(定義) 第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)その他の心身の機能障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>①(定義)第一項「障害の定義」について、精神障害者や難病者には継続的に障害がある人ばかりではなく、病気の症状等により断続的に障害が発生する人がいるため継続的にだけでなく断続的にも書き加えることでより一層障害の現状を網羅できる。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
差別の定義	<p>(定義)第2条 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活 又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。 4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課したり、その他の異なる取扱いをすることをいう。 5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め(障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。)に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。</p>	<p>(定義)第2条 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 3 この条例において「差別」とは、障害を理由として障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮をしないことをいう。 4 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人か障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障害のある人の求め又はその家族等の求め(障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。)に応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p>	<p>②(定義)第三項「差別の定義」について、不均等待遇を行うこと、つまり分け隔てることばかりではなく、合理的配慮を怠ること、つまり社会参加するために障害があることにより必要な配慮を怠ることもまた差別と定義する必要がある。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
基本理念	<p>(基本理念) 第3条 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、障害のない人と同等の権利を有し、合理的配慮により社会の様々な分野に参加することを前提として行うこと。</p> <p>2 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深めることを前提としておこなうこと。</p> <p>3 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行うこと。</p> <p>4 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行うこと。</p> <p>5 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。</p>	<p>(基本理念) 第3条 第1条に規定する社会を実現するための取組は、全ての障害のある人が、障害のない人と等しく基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、障害のない人と同等の権利を有し、社会の様々な分野に参加できることを旨として図られなければならない。</p> <p>2 差別をなくすための取組は、誰もが障害を有することとなる可能性があること及び障害は障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障害のある人と障害のない人が共に学び合い協力していくことを旨として図られなければならない。</p> <p><u>3 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一時的に避難し制裁を加えようとするものであってはならない。</u></p>	<p>①(基本理念)について、この条例が障害のある人とない人を共に分けること、非難すること、制裁を加えること前提としてはおらず、条例を下に互いを理解することを目指しているので、つくる会案の第五項を加えたい。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
県の責務	<p>(県の責務) 第4条 県は、県民と共に、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別をなくし誰もが暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的に策定し実施するものとする。</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別をなくすための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。</p>	
県民等の役割	<p>(県民等の役割) 第5条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障害のある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。 2 県民等は、基本理念にのっとり、障害についての理解を深め、障害のある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障害についての理解の促進及び障害のある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。 3 県民等は、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 4 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害のあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>(県民等の役割) 第5条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障害のある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。 2 県民等は、基本理念にのっとり、障害についての理解を深め、障害のある人に対する差別の解消並びに県及び市町村が実施する障害についての理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に関する施策への協力に努めるものとする。 3 県民等は、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 4 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害のあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。</p>	

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
県と市町村との連携	(県と市町村との連携) 第6条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合には、当該市町村と連携するとともに、当該市町村に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な手続きをとるものとする。	(県と市町村との連携) 第6条 県は、市町村が障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合には、当該市町村と連携するとともに、情報の提供及び技術的な支援に努めるものとする。	
市町村の役割	(市町村の役割) 第7条 市町村は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。		
財政上の手続き	(財政上の手続き) 第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の手続きをとること。	(財政上の措置) 第7条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	①(財政上の手続き)について、努力規定ではなく、義務規定とすることで条例の仕組みが安定したものになる必要がある。
啓発活動	つくる会案第40条(県民の理解と関心の増進)と自民党案第8条(啓発活動)は同文。	(啓発活動) 第8条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
差別の禁止	<p>(差別の禁止) 第9条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益な取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上該当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。</p>	<p>(差別の禁止) 第9条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、社会通念上、合理的な配慮に基づく措置の実施に伴う負担が過重になる場合においては、この限りでない。</p>	<p>①(差別の禁止)について、第2条(定義)と同様に不利益な取り扱いおよび合理的な配慮を行うことを明記した上で、負担が過重な場合はこの限り出来ないと規定する必要がある。</p>
福祉サービスの提供	<p>(福祉サービスの提供) 第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。 2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>		<p>①(福祉サービスの提供)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
教育	<p>(教育)</p> <p>第11条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)障害のある児童・生徒及びその保護者に対して必要な情報提供を行わないこと。</p> <p>(2)障害のある児童・生徒及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある児童・生徒及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。</p> <p>2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある児童・生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある児童・生徒に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>3 障害のある児童・生徒を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケアの充実が図られるようにすること。</p> <p>4 県は、障害のある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。</p>		<p>①教育)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
労働及び雇用	<p>(労働及び雇用) 第12条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる各号について不均等待遇を行ってはならず、合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(1)労働者の募集もしくは採用 (2)賃金 (3)労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 (4)昇進、配置転換、退職及び復職 (5)訓練及び研修 (6)福利厚生 (7)解雇 (8)その他の労働条件</p>		<p>①(労働及び雇用)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
医療の提供	<p>(医療の提供) 第13条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、医療を受けるよう強制してはならない。</p> <p>2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>3 障害を理由として、障害のある人が希望しない入院による医療を受けることを強制し、又は隔離してはならない。</p>		<p>①(医療の提供)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。</p>
商品及びサービスの提供	<p>(商品及びサービスの提供) 第14条 商品及びサービス(第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>		<p>①(商品及びサービスの提供)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
公共交通機関の利用	(公共交通機関の利用) 第15条 障害のある人が不特定かつ多数の者の利用に供されている公共 交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して、建物その他の 施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。		①(公共交通機関の利用)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。
建物の利用	(建物の利用) 第16条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者 は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他 の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。		①(建物の利用)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
意思の確認	<p>(意思の確認) 第17条 障害のある人が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>		<p>①(意思の確認)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
情報提供	<p>(情報提供) 第18条 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>2 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>3 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>		<p>①(情報提供)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしてはならず、何をすることが必要なのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
不動産	(不動産) 第19条 不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。		①(不動産)について、第2条(定義)での差別の定義だけでは、この分野で何をしなければならないのか県民には分からないため、この分野での規定が必要である。それによって県民の中での約束事がはっきりし、将来的にお互いの理解につながっていく。
委員会の設置	(委員会の設置) 第20条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。		①(委員会の設置)について、委員会が設置されないことによって、相談員による対象事案の解決が図られなかった場合、その対象事案を解決する機関がない。 ②(委員会の設置)について、助言又はあつせんを知事に求めることも相談員の役割になり、相談員の役割が多岐にわたり十分に機能するか疑問。また知事と相談員が直接対象事案について協議することは事実上不可能と思える。

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
所掌事務	<p>(所掌事務)</p> <p>第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。</p> <p>(2)次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>(3)第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事に意見を述べること。</p>		
委員会の組織	<p>(委員会の組織)</p> <p>第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。</p>		

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
委員会の委員の任命等	<p>(委員会の委員の任命等)</p> <p>第23条 委員会の委員は、知事が任命する。</p> <p>2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。</p> <p>(1)障害のある人</p> <p>(2)障害のある人の家族</p> <p>(3)障害のある人に関係する団体を代表する者</p> <p>(4)医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者</p> <p>(5)学識経験者</p> <p>(6)その他知事が必要と認める者</p> <p>3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員会の委員は、再任されることができる。</p> <p>5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員に適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。</p>		
委員長及び副委員長	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>		

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
会議	<p>(会議)</p> <p>第25条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。</p> <p>5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。</p>		
小委員会	<p>(小委員会)</p> <p>第26条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。</p>		
守秘義務	<p>(守秘義務)</p> <p>第27条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>		
庶務	<p>(庶務)</p> <p>第28条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。</p>		

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
特定相談	<p>(特定相談) 第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 (2)特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 (3)関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。 (4)第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。</p>	<p>(特定相談) 第10条何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 (2)特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 (3)関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。 (4)第12条第1項の申立てに関する援助を行うこと。</p>	
相談員	<p>(地域相談員) 第30条 知事は、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であつて、知事が特に適当と認めるもの者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。 2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。 4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>(特定相談の実施) 第11条 知事は、障害のある人の福祉の増進に熱意と見識を持っており知事が適当と認めるものに、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。 2 前項の規定により委託を受けたものは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>①(相談員)について、地域相談員、広域専門相談員という形では相談員を配置するのではないため、相談窓口が限定的となる。それによって県民の視点からするとこの相談の仕組みがとても遠いものを感じる可能性がある。また、この内容からだけでは、どのような地域に何人の相談員が配置されるのかがわからない。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
相談員	<p>(広域専門相談員)</p> <p>第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。</p> <p>(1)地域相談員に対する指導及び助言 (2)特定相談のあった事例の調査研究 (3)第29条第2項各号に掲げる業務 (4)第33条第3項の規定による調査</p> <p>2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>		
助言又はあっせんの申立て	<p>(助言又はあっせんの申立て)</p> <p>第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの申立てをすることができる。</p> <p>2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの申立てをすることができる。</p> <p>3 前2項の申立ては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。</p>	<p>(助言又はあっせんの申立て)</p> <p>第12条 差別を受けた障害のある人,その家族,後見人その他の関係者は,知事に対し,助言又はあっせんを求めることができる。</p> <p>2 前項の申立ては,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については,することができない。</p>	

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
事実の調査	<p>(事実の調査) 第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者(当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>(事実の調査) 第13条知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。 2 前条第1項の申立てがなされた対象事案に関係する者(当該申立てを行った者を含む。)は、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定による調査に協力しなければならない。</p>	<p>①(事実の調査)について、この内容だけでは知事が事実の調査を行うことになるが、それは事実上不可能である。では誰が事実の調査をするのかがわからない。県民の視点から考えると、事実の調査をする人とは話し合いを重ねることになるので責任を持って務める人が必要となる。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
助言又はあつせん	<p>(助言又はあつせん) 第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあつせんの手続を開始するよう求めるものとする。 2 委員会は、前項の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあつせんを行うものとする。 (1)助言又はあつせんの必要がないと認めるとき。 (2)対象事案がその性質上助言又はあつせんをするのに適当でないとき。 3 委員会は、前項の規定による助言又はあつせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。 4 委員会は、助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(助言又はあつせん) 第14条知事は、前条第1項の調査の結果に基づき、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。 (1)助言又はあつせんの必要がないと認めるとき。(2)対象事案がその性質上助言又はあつせんをするのに適当でないとき。</p>	
勧告	<p>(勧告) 第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあつせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あつせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。 2 知事は、前項の求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。</p>	<p>(勧告) 第15条 知事は、対象事案関係者が助言案又はあつせん案を受諾しない場合、必要があると認めるときは、勧告を行うことができる。</p>	

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
公表	(公表) 第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	(公表) 第16条知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	
意見の聴取	(意見の聴取) 第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。	(意見陳述の機会の付与) 第17条知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。	
助言又はあっせんの手続の終了	(助言又はあっせんの手続の終了) 第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。 (1)全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。 (2)その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。 2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。		
表彰	(表彰) 第39条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。		

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
県民の理解と関心の増進	(県民の理解と関心の増進) 第40条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。		
会議の設置	(推進会議の設置) 第41条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。	(協議会の設置) 第18条知事は、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成する協議会を置く。	①(会議の設置)について、障害者差別解消法17条(障害者差別解消支援地域協議会)を想定したものである。

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
会議の協議事項	<p>(会議) 第42条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、協議を行うものとする。 (1)対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項 (2)障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項 (3)この条例の施行の状況に関する事項 (4)防災、防犯 (5)選挙 (6)司法手続き (7)地域生活 (8)バリアフリー (9)その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項 2 県は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。</p>	<p>(協議会の事務等) 第19条協議会は、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。 2 関係機関等は、協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。 3 協議会は、必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p>	
会議の構成	<p>(推進会議の委員の構成) 第43条 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1)障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 (2)医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者 (3)学識経験者 (4)公募による県民 2 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(協議会の組織) 第20条協議会は、委員30人以内で組織する。 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。</p>	<p>①(会議の構成)について、障害当事者ならびにその家族が委員になることを明確にする必要がある。また、県民による公募も県民の理解を深めていくためにも必要と思われる。</p>

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
会議の代表者	(座長及び副座長) 第44条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。	(会長) 第21条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。	
分科会	(分科会) 第45条 推進会議に、特定の分野における第42条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。 2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。		
会議		(会議) 第22条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第3項の委員がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。 2 会長は、会議の議長となる。	
関係者からの意見の聴		(関係者からの意見の聴取) 第23条 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議に出席することを求め、その意見を聴くことができる。	
協議会への委任		(協議会への委任) 第24条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	
規則への委任	(規則への委任) 第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(知事への委任) 第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。	

	茨城に障害のある人の権利条例をつくる会案	自民党案	課題点
罰則	(罰則) 第47条 第27条及び第30条第4項又は第31条第3項の規定に違反して 秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。		
付則	(施行期日)1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。ただし、第3章第1節の規定は、公布の日から施行する。(適用)2 第29条及び第32条の規定は、平成〇〇年〇月〇日以後になされた差別に係るものについて適用する。	付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。	①(付則)について、障害を取り巻く環境の変化を考えると共に、条例の進捗状況にの対応するため数年おきに見直せるように見直し規定が必要。